

# 11月はねんきん月間です

## 年金からの おしらせ

年金制度の意義や役割について正しく理解していただくことを目的に平成18年度より「ねんきん月間」が実施されています。

この機会に、あなたに身近で大切な年金について考えてみませんか。

### みんなが、国民年金に加入しています。

公的年金は、国が管理・運営している年金のことで、「年をとったとき」「障害の状態になったとき」「死亡したとき」などに国が年金を支給し、本人または家族の生活を守ることを目的とした社会保障です。

公的年金は、国民年金・厚生年金保険・各共済組合の3つのグループに分かれており、国民年金は全ての人を加入対象としています。

会社員や公務員は、それぞれ「厚生年金保険」、「各共済組合」に加入していますが、同時に国民年金の第2号被保険者にもなっています。

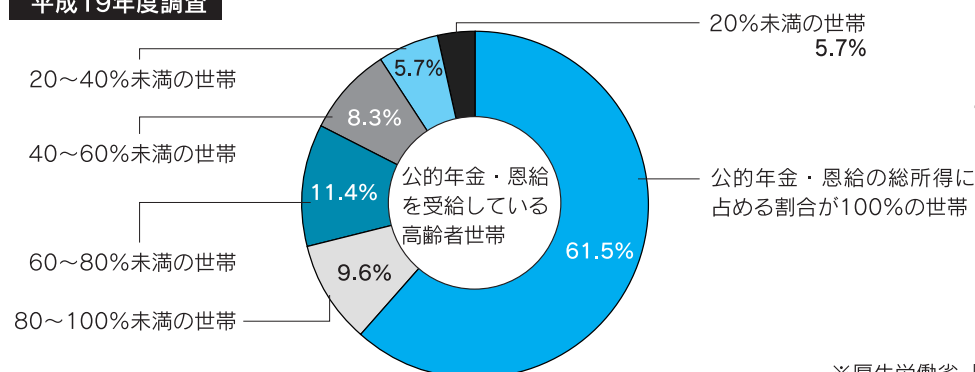
| 職 業 等                     |                                           | 加 入 制 度              |           | 保 険 料                                        |
|---------------------------|-------------------------------------------|----------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 自営業者、農業者等<br>(20歳以上60歳未満) |                                           | 国 民 年 金<br>【第1号被保険者】 | 国民年金基金等   | 月額14,410円<br>(平成20年度)                        |
| 被<br>用<br>者               | 会 社 員<br>(厚生年金適用事務所に<br>雇用されている人)         | 国 民 年 金<br>【第2号被保険者】 | + 厚 生 年 金 | 年収の15.35%<br>労使で折半<br>本人負担は年収の7.675%         |
|                           | 公 務 員<br>私立学校教職員                          | 国 民 年 金<br>【第2号被保険者】 | + 共 済 年 金 | 加入している共済制度に<br>より異なる                         |
|                           | 被用者の配偶者であって、<br>主として被用者の収入に<br>より生計を維持する人 | 国 民 年 金<br>【第3号被保険者】 |           | 保険料負担は要しない。配偶<br>者の加入している年金制度が<br>まとめて負担します。 |

### 老後の生活は年金が頼り。

老齢基礎年金は原則として、年金を納めた期間が25年以上ある人が65歳から生涯受け取ることができます。

下の図が示すとおり、収入が公的年金だけという高齢者世帯は全体の6割を超えています。今日では、公的年金のない老後の生活は考えられなくなっています。

平成19年度調査



※厚生労働省「平成19年国民生活基礎調査」参照

国民年金には、さまざまな利点がありますが、これらを受けるためには、まず保険料を納めることが前提となります。  
年金制度を理解し、自分自身とあなたの大切な人のために保険料を納めましょう。



「社会保険料控除証明書」及び「扶養親族等申告書」が発行されます。

### 社会保険料控除証明書

国民年金保険料は、税の申告をする際、納めた全額が社会保険料控除の対象となります。

この社会保険料控除の申告について、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。

このため、国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料控除証明書」が社会保険庁から送付されますので、年末調整や確定申告を行う際まで大切に保管してください。

| 送 付 時 期                           |            |
|-----------------------------------|------------|
| 平成20年1月1日から9月30日までに納付された方         | 平成20年11月上旬 |
| 平成20年10月1日から12月31日までに今年はじめて納付された方 | 平成21年2月上旬  |

### 扶養親族等申告書

老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。支払われる年金から各種の控除を行い、残りの額から所得税が差引かれるしくみとなっています。

各種の控除を受けるためには、毎年10月下旬から11月上旬にかけて社会保険業務センターから送られる「扶養親族等申請書」に必要事項を記入して期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は、次のとおりです。

- ・ 65歳以上で158万円以上の年金を受けている人
- ・ 65歳未満で108万円以上の年金を受けている人

この申告書を提出しないと、扶養控除等の控除が受けられず、公的年金控除の額も定率(年金支給額の25%)となり、税金が多く徴収されてしまうことがありますので忘れずに提出しましょう。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかかりませんので、これらを受給している方には扶養親族等申告書は送られません。

#### 問い合わせ先

本 庁 税務住民課国保年金係 内線519  
総合支所 税務住民課住民係 内線751

私は、熊本社会保険事務局から委嘱を受けて、被保険者等のご自宅を訪問し、国民年金保険料の収納や年金相談等をお受けする国民年金推進員です。お気軽にご相談下さい。



高村 洋美  
国民年金推進員

和水町は  
私が訪問します。

国民年金推進員の紹介